

冬季の転倒防止対策について

みなさん、冬季の準備はすすんでいますか。



はじめに

冬季の転倒防止対策を行っていただく際、以下のような災害が発生する可能性があります。
転倒・墜落・転落、激突、飛来・落下、崩壊・倒壊、激突され、はさまれ・巻き込まれ、低温の物との接触、動作の反動・無理な動作

このリーフレットでは、「除雪に特化」して

以下の4ステップについて、次のページから詳しく説明いたします。

ステップ1 天気予報、積雪・凍結危険個所を確認しましょう。

ステップ2 作業者・作業手順を決定しましょう。

ステップ3 いざ、除雪！！

ステップ4 除雪が済んだあとは・・・



ステップ1 天気予報、動線、積雪・凍結個所を確認しましょう。

1 天気予報の確認

	ステップ1、2		ステップ3	ステップ4	
日	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27
天気					
最高気温	10	5	1	16	0
最低気温	5	3	-1	10	-5
降水確率	30%	50%	100%	20%	20%

2 動線、積雪・凍結個所の確認

東近江署の敷地を例に除雪が必要な場所、排雪場所を考えてみます。



ステップ2 作業者・作業手順を決定しましょう。

1 作業者の決定

除雪は、非常に体へ負担がかかる作業です。平均6メッツと言われ、身体に不安のある方は避けた方がよいということになります。メッツとは運動強度の単位で、安静に座っている状態を1として、様々な運動がその何倍の強さであるかを表します。

メッツ	動作
4.3	テニス（ダブルス）
5.5	バドミントン
6.0	雪かき、バスケットボール



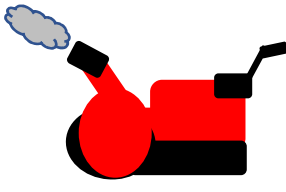
2 作業手順の決定

安全を確保し、効率的に作業を行うために「ムリ」、「ムダ」、「ムラ」がないか考え、作業の特性を踏まえた作業方法とする必要があります。

作業手順の作成方法を解説したリーフレットを右のQRコードでダウンロードしていただけます。



除雪では、雪の状態を知って適切な用具を選択することが重要です。

スコップ	角・剣先スコップ	スノーダンプ	除雪機
			
比較的、雪が少なく、軽く、やわらかいときに使います。	雪が少なく、硬いときに使います。	雪が多く、比較的軽くやわらかいときに使います。	雪が非常に多いときに使います。

ステップ3 いざ、除雪！！

1 いざ、除雪！！（手作業）

服装	スコップの持ち方	除雪のやり方
		
非常に体へ負担がかかる作業なので、厚着しすぎないようにします。	持ち手は「手のひらを上」、柄は「手の甲を上」にして持ちます。	腹筋に力を入れ、腕を引ながら体をひねると体全体を使うことができ、負担が軽減することができます。

2 いざ、除雪！！（その他想定される危険）

危険その1	危険その2	危険その3	危険その4
			
屋根からの墜落	除雪機への巻き込まれ	除雪機との接触はさまれ	雪の飛来 崩壊・倒壊



ステップ4 除雪が済んだあとは・・・

除雪した状態を維持するだけでなく、残留リスクを取り除きましょう。

ここでいう残留リスクとは・・・、**積み上げた雪山**です（赤く塗りつぶしたエリア）。

ステップ1の週間天気を思い出してください。1/25の雪のあとは晴天が続き、気温が著しく変化しています。これにより何が起きるかという、**積み上げた雪山が1/26に解け、翌27日に凍結してしまいます。**これにより**新たな転倒リスクが生まれます**ので、**26日のうちに積み上げた雪山を出来るだけ減らしておく**ことが重要となります。

その方法は、

日光が当たる場所に積み上げた雪をばら撒き、その上に融雪剤をまく

というものです。これで、いち早く敷地内からリスクがなくなっていくます。

1/24	1/25	1/26	1/27
			
融雪剤をまいて翌日の積雪に備えます。	雪がやんだら除雪をします。	融雪剤をまき、積み上げた雪山を崩して融雪を促進します。	除雪された状態が維持され、凍結リスクも低減されました。

出勤時間や退勤時間の繰り上げ・繰り下げを行い、「雪というリスク」から遠ざかるというのも非常に有効な手段です！！

災害事例

事業場敷地内に通勤車両を駐車して事務所まで徒歩で向かう途中、**前日からの降雪で凍結していた箇所で足を滑らせ後方に転倒した。**

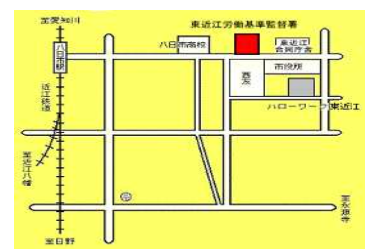
一旦起き上がったものの、その後、作業場内で倒れた状態で発見された。

発生時期	令和5年1月 午前8時	
被災者	40代、男性	
傷病名	外傷性クモ膜下出血	

お問い合わせ先

東近江労働基準監督署（第二方面）

- 住所 東近江市八日市緑町8-14
- 連絡先 TEL0748-41-3366 FAX0748-22-0613
- 開庁時間 年末年始、土日・祝日を除く8：30～17：15



東近江労働基準監督署

(R6.9)